

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

新井市

2 地域再生計画の名称

人がイキイキ！生命輝く^{いのち}ふれあいの郷『妙高』再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成17年度～平成21年度（約5年）

4 地域再生計画の意義及び目標

（1） 地域再生計画の意義及び目標

新井市は、新井頸南地域の構成市町村（新井市、妙高高原町、板倉町、妙高村、中郷村の5市町村）として、古くから自然・歴史・文化・産業など、共通の特性を持ち、近隣地域一体となって発展してきた。

これまでの頸南5市町村においては、様々な事業や施策などを一体的に行ってきたが、そのうち、雇用の安定を目指す施策として、「新井頸南ふるさと定住促進協議会」を組織し、地域に根ざした若者の定住、ＵＩターン等を促進することにより、地域における労働人口の増加と定着を図るなど、各種事業を展開するなどの取組みを行ってきた。

しかし、頸南5市町村のうち、板倉町と中郷村については、平成17年1月に、上越市に編入合併し、また、当市では、妙高高原町、妙高村の二町村が、新井市に編入合併することにより、平成17年4月1日に、「妙高市」が誕生する。

私たちの「妙高市」には、安心して生命を育んだり、人間性を回復したりできる豊かな自然環境があることから、自然と調和し、地域に適した生活様式や文化、自然環境などを大切にしながら、人も自然も、安心して生命を育むことができる地域「生命地域（バイオ・リージョン）」の実現を目指すことを、まちづくりの基本理念としている。

合併後の妙高市の総人口は、平成12年の国勢調査で39,699人であり、昭和25年をピークに減少が続いているが、特に、中山間地域での人口減少が著しく、妙高村は過疎市町村に指定されている状況である。また、就業人口は、平成12年では20,744人で、圏域人口の減少とともに就業者数は減少傾向となっている。また、平成16年12月新井市の有効求人倍率は、0.79倍であり、厳しい状況となっている。このため、今後も、前述の協議会等で行ってきた取り組みを継承し、妙高市において、ふるさと就職ガイダンスや求職者や再就職の準備セミナー事業等を実施し雇用の安定に資する取り組みを行っていきたいと考えている。

さらに、合併後の妙高市では、それぞれの地域の特性や伝統を生かしながら、次世代を担う人材を育成し、妙高山麓というフィールドを共有する地域コミュニティの結束力の強さと、温かい人情、豊かな人材など、「妙高」が持つ「強み」を、最大限に活用していくこととしている。

そして、住む人すべてが、「いきいき」と活躍し、社会参加することにより、いつまでも持続的し、生きがいと輝きのある人生を送ることができるような地域を目指すこととしている。

この地域の再生を進めるにあたっては、すべての市民が地域の一員として、積極的にまちづくりに参画できるよう、社会参加機会やコミュニティ等への関与の増加、ひいては、雇用安定や能力開発に資する支援を行いながら、地域内外ニーズの発掘に応じ、かつ地域課題を地域の手で解決するといったコミュニティビジネスなどにも波及していくことにより、地域経済の活性化と地域雇用の創造を生み出していくこととする。

今後も、このような取り組みを継続して進めることにより、市民と行政が信頼関係を構築し、また新しい市「妙高市」の市民が、ふれあいによる素敵な「一体感」をはぐくめるような地域再生を展開していきたいと考えている。

(2) 支援措置を活用した取組

地域の雇用の安定と、能力開発に資する支援を行っていくため、既存の財産である「新井市勤労青少年ホーム」を転用し、以下の3事業を実施する。

①、ニート（無業者）予備軍・不登校児童の健全育成・職業的自立を視野にいたした「適応指導教室」

現在、当市では、21世紀を支える子どもたちが、時代の変化に対応し、個性的で、創造性・人間性豊かな人に育つよう、教育環境の整備などに取り組んでいる。しかし、一方では、青少年を取り巻く環境が複雑・多様化してきており、市街地などの大規模の小中学校を中心に不登校児童が増加し、青少年の積極的な社会参加と健全育成の面において課題となっている。

また、昨今では、就職意欲がなく働かない、「ニート（NEET＝無業者）」と呼ばれる若者たちが急増しており、働くことにも学ぶことにも踏み出せないため、社会との隔たりが大きくなることで、やるべきことがわからなくなるといった悪循環を生んでいる。

このようなニートには、小中学校における不登校児童・生徒が、その予備軍となっていることも少なくない。また、このような児童に対しては、特に、将来的な社会性の向上と、将来の職業的自立に向けた指導や、意欲促進策などの支援が必要であると考えている。

一方、昭和47年に設置された、新井市勤労青少年ホームは、少子化や、社会経済状況の変化などに伴って、年々利用者数が激減し、単独施設としての運営が困難な状況である。

また、新井市勤労青少年ホームは、不登校児童が比較的多い新井小学校、新井中学校にも近接しており、地域からも、当該施設の転用・有効利用による不登校児童・N

E E T 予備軍等の社会参加促進・意欲向上に向けた施設設置を希望する声が多い。

このようなことから、将来に向けた職業意欲を持ち、積極的に社会に参加することができるような青少年の健全育成を目指すため、当該勤労青少年ホームを転用し、不登校児童のための「教育相談窓口・適応指導教室」を開設する。

ここでは、不登校により、家に閉じこもっている児童生徒の家庭訪問・指導による児童生徒に対する自立・再登校への働きかけや、いじめ等の悩みを抱えている児童、生徒、保護者に対する常駐相談員による相談窓口の開設を行い、その解消を図る。

また、不登校児童の中には、潜在的に学習能力が高い児童が多く、このような児童が、今後、積極的に社会参加し、幅広い進路の道を自ら考え、開拓していくことができる支援措置が必要である。

したがって、児童に対し、将来の職業や就労に関する相談や情報提供を積極的に行うだけでなく、就労や進路に関する授業を行うなど、児童が、自分の将来を自ら考え、自主的に選択していける力を育てていけるよう、社会性の向上や職業的自立の促進を視野に入れた施策を推進していくこととしている。

②、知的障がい者の社会参加とノーマライゼーションを目指す「知的障がい者通所作業所」の設置

合併後の妙高市のエリアには、知的障がい者の法定通所作業所はないが、養護学校の卒業者や施設から地域に戻ってくる障がい者が、今後、日中活動における社会参加を促進し、一般事業所等への雇用につなげていくための施設として、知的障がい者の保護者による団体「新井市手をつなぐ育成会」が、新井市内の2箇所に、知的障がい者通所作業所「ふれあい会館のぞみの家」（定員20名）と、「長森のぞみの家」（定員15名）を開設し運営を行っており、このような公的役割を担う当該事業に対し、市としても、補助金の交付を行っている。

しかし、この2箇所の施設は、飽和状態であり、いずれの作業所にも通所できない障がい者の保護者からは、新たな作業所の設置を希望する声も多く、地域においても、施設等から地域に戻ってきた障がい者が、潜在的に家に閉じこもっているなどの状況が見られ、このような障がい者の社会参加や能力開発など、就労に向けた更なる支援策が必要となっている。

このようなことから、前述の適応指導教室と同様、当該施設を弾力的に活用し、市街地の中心部において、障がい者に対する新たな就労支援のための施設として、三箇所目の知的障がい者通所作業所（定員20名程度）「にじのいえ」を開設する。なお、事業効果を高めるため、介助者などの地域ボランティア等の協力を積極的に得ていくことにより、障がいの重度・軽度に関わらず、市域内における多くの障がい者が利用できるような受入体制づくりと、社会参加・就労支援面での意識啓発などを併せて行っていくことにより、多くの利用が見込めるような工夫を積極的に進めていくこととする。

特に、この施設の目的は、障がい者における単なる「日中活動の受け皿的な機能」のみを基本とするものではなく、障がいがあっても、健常者と同様に、一般事業所などでの雇用・就労に繋がることのできる能力開発等を行うことが最大の目的であり、公共職業安定所などを利用した求人情報の積極的な収集・提供や、一般事業所への雇用に必要な能力開発事業などを積極的に行い、持てる能力を最大限に活用した障がい者の就労支援策や、ノーマライゼーションに資する取組みを推進していく。

③、男女共同参画社会の実現と、社会参加を目指す「男女共同参画関連団体の拠点」づくり

少子高齢化、情報化、国際化が急速に進展し、社会が大きく変革している時代を迎え、一人一人が責任ある社会人として自立し、男女が対等なパートナーとして、互いにその人格を尊重しながら、ともにその能力を十分発揮できる「男女共同参画社会」の実現が重要な課題となっている。

新井市では、男性と女性が互いに、その人権を尊重し、共に支え合い、喜びも責任も分かち合える社会の形成を目的に、平成 16 年 12 月に「新井市男女共同参画社会推進条例」が制定された。

また、当市では、男女共同参画基本法の制定以前から、「あらい女性プラン」や「男女が共にあゆむパートナープラン」を制定し、取り組んできた。

このような中、地域において、この男女共同参画に向けた具体的な事業に取り組む活動団体があり、市内では、7 団体（平成 17 年 1 月現在、会員数計 157 名）が活動している。

これらの団体は、女性の社会参加や、男女雇用機会の拡大など、性別により、職種が制限されるような慣行・風習を見直すことにより、社会参加意識の促進による雇用の安定と、全ての人がその能力を発揮できる社会を目指している。

このため、就労支援や、能力開発に対する意識啓発のセミナー及びこれらに関する相談事業などの多様な活動を行っており、当市においては、家庭と社会、ひいては就労や雇用の安定に貢献する重要な活動団体である。

とりわけ、子育て期間が終わった専業主婦が、就労を希望するケースが多く、このような方々を対象とした社会参加・マナーについての講習会や、女性就労支援セミナーの開催、また、公共職業安定所や商工会議所などとの連携等による情報提供などを行い、各団体が連携し、拠点づくりを進めることで、さらなる事業拡大を図ることにより、雇用の安定や、能力開発の促進につなげていくこととしている。

このようなことから、当該団体による連携と拠点機能を市内中心部に設置するため、前述の適応指導教室や、知的障害者通所作業所と同様、当該施設を弾力的に転用し、社会参加の促進と、雇用の安定に資する機能として、「女と男^{ひと}パートナーシップセンター（仮称）」を、当該施設内に設置する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要が減少している勤労青少年ホームを転用し、有効に活用することで、将来的な地域雇用の拡大や能力開発にもつながる社会参加型の施設設置が容易となり、適応指導教室の開設により、ニート予備軍である不登校児童・生徒が、現在、妙高市エリア内での10名前後で推移している状況から、おおむね5年以内に解消されるように努める。

また、学校でのいじめ等の悩みを抱えている児童、生徒も、同様に5年以内での解消に向けて取り組む。

さらに、社会性の向上や、将来の進路に関する情報提供等、職業的自立の促進のための取組みを積極的に行い、訪問指導や相談等で、この施設を利用する全ての児童が、将来的に希望する就労を達成できることが可能となるよう、努力する。

さらに、知的障がい者通所作業所の設置により、市内全体から、社会参加のきっかけづくりが図られ、現在、在宅で昼間の活動の場を見つけたいと願う障がい者の社会参加が可能となる。

これにより、将来的な法定通所作業所の設置までの間の受け皿として、在宅にいたがらも、通所を希望する潜在的待機者約30名を、概ね5年以内に、待機解消を図る。

また、当該施設は、社会復帰への段階的訓練施設として位置づけており、5年後までには、利用者の約半数の10名程度が、一般事業所への雇用に結びつくことが可能となるよう、積極的に能力開発等に取り組んでいく。

そして、その他の関連施策と一体となって知的障がい者の福祉の充実を図り、知的障がい者であっても、社会参加と能力開発により、一般の事業所での雇用にもつながるべく、ノーマライゼーションの実現を目指していきたい。

また、男女共同参画を推進する団体の拠点づくりと連携事業等により、女性の社会参加や、男女雇用機会の拡大などが図られる。そして、その能力を十分発揮できる地

域社会が実現されることで、潜在的に能力を持った女性の社会進出などでの雇用拡大や、更なる能力開発が推進されると考えており、概ね５年後までに、この施設の利用者の８割が就労できるような目標設定を行い、積極的に事業を展開していくこととする。

以上のような単独事業ごとの社会的効果のみならず、地域拠点施設の有効活用により、地域の交流が盛んになり、新たな交流拠点となることも考えられる。また、それぞれの機能同士の相互交流、共同事業などにより、新たな地域ニーズにあった取り組みや効果も期待できる。例えば、知的障がい者と、子ども・女性団体などとのふれあい事業などにより、障がい者に対する健常者の理解が深まると考えられる。さらに、専門職員の確保などによる雇用の創出など相乗効果も高まると考えられることから、地域の新たな「就労・能力開発拠点施設」を活用しつつ積極的な事業展開を進めていく。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- ① 支援措置番号：１０９０３ ／ 支援措置名称：勤労青少年ホームの施設転用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

- ・ いじめ・不登校対策推進事業・・・いじめや不登校などの悩みを抱えている児童、生徒及び保護者の問題解決に努める。
- ・ 総合的な学習支援事業・・・好奇心や探究心を持って自ら学ぶ力や判断する力を育成する。（全小中学校対象）
- ・ 知的障がい者援護支援事業・・・知的障がい者に対し、施設入所及び通所による専門的指導を行い、日常での自立や社会適合力を養う。
- ・ 知的障がい者居宅生活支援事業・・・知的障がい者（障がい児含む）が、地域で

自立した生活を営むための、在宅福祉サービスを提供し、社会的自立を支援する。

- ・ 障がい者等移動支援事業・・・重度心身障がい者や高齢者の社会参加を促すため、タクシー利用券等を交付する。
- ・ 男女共同参画啓発事業・・・「男女がともにあゆむパートナープラン」に基づき、市民の意識啓発や関連施策等を実施し、男女共同参画社会の推進を図る。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

支援措置番号：10903

支援措置名称：勤労青少年ホームの施設転用

2 当該支援措置を受けようとする者

【当該支援措置を受けようとする者】

- ・ 新潟県新井市
- ・ 新井市手をつなぐ育成会
- ・ ^{ひと}女と^{ひと}男パートナーシップセンター（仮称）登録予定7団体
（ いきいき ARAI ネットワーク 、 すずらんの会 、 FUNK.K 、 新井頸南男女共同参画社会を考える会 、 シネマサークル A 、 ピタゴラキッズ、楽喋会 ）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

（1）、当該支援措置の内容

誰もが地域社会の一員として、いきいきと輝く地域を目指し、少子化や、社会経済状況の変化などに伴って、利用者数が激減した新井市勤労青少年ホームを転用・有効活用し、在宅の知的障がい者の社会参加と、一般事業所への就労訓練機能を持たせた「知的障がい者通所作業所」や、引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象とし、将来の社会性の向上と職業的自立を視野にいたした学習・指導施設「適応指導教室」の設置及び、男女共同参画社会推進のために学習活動を行っている団体により、社会参加と能力開発、女性のキャリアアップ等により社会参加と雇用につなげる拠点施設「^{ひと}女と^{ひと}男パートナーシップセンター（仮称）」を開設し、今日的課題である「障がい

者雇用の確保」、「ニート対策を含めた不登校児童生徒の解消」「男女共同参画社会の実現」に寄与するとともに、雇用の安定と、社会参加及び能力開発に資する就労能力開発拠点としての機能施設を設置していきたい。

また、転用する当該施設の利用者の処遇や自主活動団体の処遇については、利用者の登録が減少していることや、市内に他の代替社会教育施設があることから、それらの方々の活動に大きな支障はないと判断している。

（２）、当該支援措置を行った場合の施設転用後の事業内容

①、「教育相談窓口・適応指導教室」

【事業主体】新井市（直営）

【事業期間】平成 17 年度～約 5 ヶ年間

【場 所】新井市勤労青少年ホーム

【施設設備】調理室

【事業内容】

- ・ 不登校児童生徒を対象とした適応指導教室の運営、指導（学校生活、学習）
- ・ 電話、面接による教育相談 （フリーダイヤル設置）
- ・ 不登校児童生徒の家庭を訪問した相談・指導（訪問回数は、対象者 1 人あたり月 2 回程度を目安に訪問）

（ 教育相談員兼適応指導教室指導員 2 名雇用 ）
- ・ 児童に対する将来の職業や就労に関する相談や情報提供 （パンフレットを作成）

（ 社会性の向上や職業的自立の促進を視野に入れた施策を推進 ）
- ・ 児童に対する就労等に関する授業、進路指導

（ 児童が、自分の将来を自ら考え、自主的に選択していける力を育成）

②、「知的障がい者通所作業所『にじのいえ』」

【事業主体】新井市手をつなぐ育成会（名称変更中）

【事業期間】平成 17 年度～約 5 ケ年間

【場 所】新井市勤労青少年ホーム

【施設設備】研修室、集会室

【事業内容】

- ・ 空き缶の収集・加工・リサイクル業者への搬入、廃銅線の分解作業などの作業を通じた知的障がい者の社会適応力の養成
- ・ 知的障がい者の作業に対する意欲、持続性の養成
- ・ 知的障がい者の集団生活の適応指導、作業技術指導など
- ・ 作業等を通じた一般事業所などでの「雇用・就労」に繋げることができる能力開発等
- ・ 公共職業安定所などを利用した求人情報の積極的な収集・提供

③、「男女共同参画社会推進団体拠点「女と男（ひととひと）パートナーシップセンター（仮称）」」

【事業主体】女と男^{ひと}パートナーシップセンター（仮称）登録予定 7 団体

（ いきいき ARAI ネットワーク、すずらんの会、FUNK.K、新井頸南男女共同参画社会を考える会、シネマサークル A、ピタゴラキッズ、楽喋会 ）

【事業期間】平成 17 年度～約 5 ケ年間

【場 所】新井市勤労青少年ホーム

【施設設備】娯楽談話室

【事業内容】

- ・ 男女共同参画社会実現に向けた各種事業・情報提供

- ・ ^{ひと}女と^{ひと}男ふれあいセミナーの開催（年２回）
- ・ ^{ひと}女と^{ひと}男ふれあいフォーラムの開催（年１回）
- ・ いーねあらい転入者セミナー（年８回） ※（名称変更中）
- ・ 就労支援や、能力開発に対する意識啓発のセミナーの開催、関連相談事業
- ・ 社会参加・マナーについての講習会、女性就労支援セミナーの開催
- ・ 公共職業安定所や商工会議所などとの連携等による情報提供、斡旋 など

（３）、支援措置にかかる要件適合性について

①、社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること

勤労青少年ホームは、昭和 47 年の設置以降、勤労青少年のため、平成 12 年度まで学習事業などを行ってきたが、年々登録者・利用者が減少し、平成 13 年度以降は、それぞれの活動団体が自主活動への転換や、発展的解消などにより、本来の補助目的及び行政での利用が行われなくなっている。その後、年間あたり数件の貸館は行われているものの、ニーズの減少傾向によって、今後も、単独施設として運営していくことが困難であると推測される。

このようなことから、今後、当該施設の処分が行われない場合、施設の老朽化が進行し、地域のための有効な施設として使用されないばかりか、環境面、防犯面や都市衛生面等において、周辺住民に不適切な事態を及ぼすと想定される。

一方、当該施設は、地域コミュニティの中心に立地し、住居空間に囲まれ、生活空間としても立地条件が良いことから、遊休施設を有効かつ戦略的に活用し、継続した地域発展のための公共財産として、有効に活用していくこととしている。

具体的には、不登校児童に対する社会性向上や職業的自立に向けた「適応指導教室」事業や、知的障がい者が健常者と同様に一般事業所に就労できる程度の能力開発を行う「知的障がい者通所作業所」の開設、及び女性の就業支援等を目指し

た意識啓発・ビジネスマナー講習セミナー等の開催を主な事業として取り組む団体の拠点として「女と男^{ひと}パートナーシップセンター（仮称）」の開設などを行い、これらの連携を図りながら、さまざまな雇用の安定や能力開発等に向けた取り組みを、積極的に行うことにより、既存施設の有効活用による地域の再生策を図っていきたいと考えている。

なお、今後の利用者の処遇や自主活動団体の処遇については、利用者の登録が減少していることや、市内に他の代替社会教育施設があることから、活動に大きな支障はないと判断される。さらに、当該転用措置により、社会参加や就労支援・能力開発機能が大幅に増大することから、今まで以上に雇用拡大に資する地域再生策が展開されることになるため、世代を超え、新たな地域ニーズに対応した能力開発や雇用創出が今後、一層期待できると考えている。

②、国庫への納付についての取扱基準

（１）、無償貸与について

当該施設における転用については、「適応指導教室」は、地方公共団体（同一補助事業者）内での転用であり、かつ当該施設の目的が、不登校児童対策を伴う雇用の安定や能力開発及びその向上に資するための資する施設であることから、当該支援措置の要件に該当すると考えている。

また、「知的障がい者通所作業所」及び「女と男^{ひと}パートナーシップセンター（仮称）」については、民間機関への貸与であり、かつ営利を主たる目的としない者への無償の貸与に該当するものであると考えており、転用後の用途についても、雇用の安定や能力開発に資するものである

新井市による直営事業以外に、当該施設を拠点として主体的に使用する事業主体は、すでに公的事業を担ってきている団体であり、このような団体が、今後地域活動にお

いて、主体性を発揮し、地域再生を目指した取組を行うこととしている。

また、この施設の財産を所有する新井市としては、当該法人に対し、施設にかかる使用料等を不要とし、無償による貸与を行うこととしている。

なお、それぞれの運営主体においては、いずれも公的な役割を担う事業を行う非営利団体であり、市としても以前より公的機能を果たす団体として支援等を行っている経緯があることから、営利を目的としている団体ではない。